

## 技能講習修了証における旧姓等の併記について

労働安全衛生規則が改正され、令和4年4月1日から技能講習修了証の氏名欄に旧姓を使用した氏名や通称を併記できることになりました。これを受け、当連合会で発行する技能講習修了証及び特別教育も旧姓等を併記できるようになります。

受講される方で併記を希望される場合は、技能講習申込書・受講券の所定欄にその旨を明示し、併記を希望する氏名等をご記入下さい。

尚、公的機関の証明書により確認しますので、申込時に次のいずれかの書類を添付して下さい。

### 1. 旧姓を使用した氏名の場合

①戸籍抄本 ②旧姓を併記した住民票 ③旧姓を併記した自動車運転免許証 等

### 2. 通称の場合

①通称を併記した住民票 等

既に交付された技能講習修了証については、書替手続きを取ることで旧姓等の併記されたものにすることができます。